

**手続名**  
介護保険特定負担限度額認定申請手続（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）

担当課・係（連絡先）  
高齢者福祉課（049-251-2711 内線393）

**手続説明**

・概要  
介護保険法施行（平成12年4月）前の措置制度のときから継続的に介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所している方について、食費・居住費について措置制度のときの負担水準を超えることがないよう負担軽減措置を受けるための申請手続です。

**必要書類**

・マイナンバー確認書類と本人確認書類  
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。  
[https://www.city.fujiimi.saitama.jp/kurashi\\_tetsuzuki/mvnumber/mynumber\\_seido/mainanba201410.html](https://www.city.fujiimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mvnumber/mynumber_seido/mainanba201410.html)

・介護保険特定負担限度額認定申請書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）

手続詳細URL

出張所での取扱い  
なし

木曜延長・休日開庁の取扱い  
なし